

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）(06-6208-9622)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	建築物の耐震改修の計画の認定
概 要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画について所管行政庁の認定を申請することができることとし、所管行政庁は、当該計画が耐震関係規定等に適合していると認めるときは、認定をすることができるとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条、第30条及び第31条 令和3年国土交通省告示第1537号 平成25年国土交通省告示第1062号 大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条
審査基準	・耐震改修計画が建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条等の規定に適合すること。
標準処理期間	申請物件ごとに耐震改修計画が異なるため、標準処理期間を設定することは困難
経由日数	－
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課防災・耐震化計画グループ
提出時期	随時
提出方法	申請書等の必要書類を都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000260131.html
備 考	